

「平成 30 年度認知症対応力向上講習会 B」

開 催 案 内

1. 開催日時

平成 31 年 1 月 26 日（土） 8 時 45 分（8 時 30 分集合）～18 時 00 分

2. 会場

富山県済生会富山病院 2 階研修ホール

アクセス方法：病院ホームページ <http://www.saiseikai-toyama.jp/access/> をご覧ください。

3. カリキュラム（計 500 分）（開講式は 8:30 から、閉講式は 18:00 から行います。）

コマ時間	テーマ	進行
60 分 (8:45～ 9:45)	神経心理学的検査総論 ～認知症疾患医療センター、物忘れ外来、認知症スクリーニングで主に活用される検査～	ビデオ視聴 講師：国立長寿医療研究センターもの忘れセンター長 櫻井孝
60 分 (9:50～ 10:50)	MMSE・HDS-R・物忘れ相談プログラム 検査総論	ビデオ視聴 講師：鳥取大学医学部教授 日本認知症予防学会理事長 浦上克哉
90 分 (10:55～ 12:25)	MMSE・HDS-R・物忘れ相談プログラム 検査の実習	企画担当者が進行
30 分 (13:00 ～13:30)	ADAS 検査総論	ビデオ視聴 講師：鳥取大学医学部附属病院神経内科鳥取県基幹型認知症疾患医療センター臨床心理士 浜田実央
60 分 (13:30～ 14:30)	ADAS 検査の実習	企画担当者が進行
30 分 (14:35 ～15:05)	TDAS 検査総論	ビデオ視聴 講師：鳥取大学医学部保健学科生体制御学講座助教 河月稔
60 分 (15:05 ～16:05)	TDAS 検査の実習	企画担当者が進行
60 分 (16:10 ～17:10)	その他の簡易スクリーニング検査総論～道路 交通法改正もふまえて～	ビデオ視聴 NPO 高齢者安全運転支援研究会中村 拓司
50 分 (17:10 ～18:00)	その他の簡易スクリーニング検査の実習	企画担当者が進行

※適宜休憩を設定します。カリキュラム開始前に「本事業の意義と目標」ビデオ視聴 9 分があります。

4. 主催
一般社団法人 富山県臨床検査技師会
一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
5. 共催
日本認知症予防学会
6. 後援
厚生労働省
一般社団法人日本病院会
7. 受講資格
日臨技所属会員であること。(必須)
一般社団法人 富山県臨床検査技師会所属会員であること。(必須)
「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会」を修了していること。(必須)
「検査説明・相談ができる臨床検査技師育成講習会」の修了者で認定認知症領域検査技師制度の講習会などの受講歴があることが望ましい。
8. 募集定員
最大 15 名
最低催行人数 5 名 (受講予定者が 5 名を下回る場合、開催を中止いたします。)
受講申し込みが定員を越えた場合、抽選により受講者を決定いたします。
9. 受講料
3,000 円 (受講者負担または受講者が所属する施設負担)。研修会当日、受付にて徴収いたします。
10. 参加交通費
受講者負担、または受講者が所属する施設にてご負担願います。
11. 修了証
講習全課程修了者に履修修了証を一般社団法人 富山県臨床検査技師会が発行
日臨技生涯教育研修制度 一般教育研修課程 専門教科 20 点
認定認知症領域検査技師制度 20 単位
12. 事前参加申込方法
日臨技HPの会員専用ページから申し込みください。(別紙参照。)申し込みが出来ない場合は下記にご連絡ください。(定員に達し次第締め切ります。)
13. 申込み期限
平成 30 年 12 月 7 日 (金) まで
14. 本講習会の目的
次ページに掲載
15. その他注意事項
 - ・昼食は各自用意してください。
 - ・受講者が所属施設において受講について認知を得たい場合や、受講料等を所属施設負担としたい場合は、別紙書類「平成 30 年度事業 認知症対応力向上講習会 B への受講承諾について (お願い)」、「受講承諾書」を提出してください。
16. 問い合わせ先
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 臨床検査科
澤井 真史
TEL(076)438-2233 (内線 175)
sawai@toyama-reha.or.jp

以上

平成 30 年度認知症対応力向上講習会 B の目的

平成 27 年 1 月 27 日に厚生労働省老健局より公開された「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」において、本戦略の策定は“いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現”することにあるとし、“2017（平成 29）年度末等を当面の目標設定年度”としている。

このために、同戦略の「第 1. 基本的考え方」で、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（②）、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発の推進（⑥）などが含まれている。

同戦略の「第 2. 具体的な施策」においては、早期診断・早期対応のための体制整備として、認知症疾患医療センターの機能の明確化、認知症疾患医療センター以外の医療機関での鑑別診断が求められているとともに、認知症初期集中支援チームの設置により早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制の構築、同チームが認知症専門医の指導の下で複数の専門職が、認知症が疑われる人又は認知症の人やその家族を訪問・観察・評価、包括的・集中的な初期支援すべきことなどがあげられている。

認知症の人の身体合併症等への対応を行う急性期病院等では、身体合併症への早期対応と認知症への適切な対応のバランスのとれた対応が求められているが、現実には、認知症の人の個別性に合わせたゆとりある対応が後回しにされ、身体合併症への対応は行われても、認知症の症状が急速に悪化してしまうような事例も見られる。身体合併症対応等を行う医療機関での認知症への対応力の向上を図る観点から、関係団体による研修も積極的に活用しながら、一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の受講を進めるとしている。

臨床検査技師は、早期診断、早期対応に欠かせない検査の実務を担当しており、当会会員は急性期病院から一般病院、さらにはかかりつけ医となる診療所を含めて広く所属している。

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の認定センターでは、新オレンジプランが目指す戦略目標に呼応すべく、日本認知症予防学会の協力を得て、平成 26 年度内に「認定認知症領域検査技師制度」を構築した。3 回の認定試験を経て平成 29 年 4 月までに 126 名を超える認定技師が存在し、この中から選抜された 47 名が企画担当者向け講習会を修了して、本講習会 B を担当する。

同戦略の中には、交通安全の確保として、個人の運転能力の評価に応じた高齢運転者に対する交通安全教育などを実施し、また、幅の広い歩道等やバリアフリー対応型の信号機を整備し、道路標識・道路標示の高輝度化、標示板の大型化の推進、公共交通の充実など高齢歩行者や高齢運転者の交通安全を確保する、とされており、平成 29 年 3 月改正道路交通法施行により高齢者免許更新時の認知症診断の義務化などが盛り込まれたが、社会問題化している高齢者運転事故の多発に対し、認知症診断体制の確保も喫緊の課題となっていると見受けられる。

本講習会事業では、認知症診断にかかせない神経心理学的検査をより多くの臨床検査技師が担当できるようにすることを目指しており、上述の諸課題に直結した「臨床検査技師のための認知症対応力向上」として位置付けるものである。

以上

平成 30 年 月 日

施設長・所属長 殿

一般社団法人 富山県臨床検査技師会
会長 南部 重一
(公印省略)

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
代表理事 会長 宮島 喜文
(公印省略)

平成 30 年度事業
「認知症対応力向上講習会B」への受講承諾について(お願い)

謹啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊会の事業運営に対して格別のご指導を賜り深く感謝いたします。

今般、国家プロジェクトとされる新オレンジプランに呼応する事業の一環として、認知症対応力向上講習会Bを都道府県単位に開催する運びとなりました。

本事業では認知症診断に欠かせない神経心理学的検査を担当できる臨床検査技師の育成を目的としております。既に中央開催した講習会Aでは講習会Bを進めるための企画担当者育成を行いました。

厚生労働省、一般社団法人日本病院会などから本事業に対して名義後援許可を頂いております。

本件開催案内は添付の通りです。

貴施設より受講希望者に対する受講申し込みの承諾をお願いしたく存じます。また、可能であれば受講料のご負担につきましても貴施設においてご配慮賜れば幸いです。

貴施設における認知症患者対応や認知症ケアチーム編成などにおきましてもお役に立てるものと思料いたします。

別に日本臨床衛生検査技師会が主催運営する認定認知症領域検査技師制度の運営も 4 年目に入り、認知症を学ぶ臨床検査技師が増加しておりますことを申し添えます。

謹白

受講承諾書

※表内は受講希望者本人が記入します。

受講対象	平成 30 年度認知症対応力向上講習会B
受講者氏名	
受講者所属施設	
受講者所属部署	
受講日	平成 31 年1月 26 日
受講場所	富山県済生会富山病院 2 階研修ホール
受講料	3,000 円
受講料の負担	施設負担 ・ 本人負担 (いずれかに○)
受講者の義務	① 神経心理学的検査の講義と実習を通じて、実践力を習得すること。 ② 受講修了後も自己研鑽を重ね、認知症患者対応の全般的な能力向上に継続して取り組むこと。 ③ 受講料が施設負担となる場合、受講後の 1 週間以内に施設長が指名する先に対して受講レポートを提出すること。

平成 年 月 日

受講承諾を条件に、受講者の義務を遵守して受講を申し込みます。

受講者(本人)

_____ (自著または印)

上記の受講について承諾します。

所属施設における受講承諾者名

_____ (自著または印)